

(資金の確保)

第三十三条 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

【趣旨】 本条は、中小企業者が承認経営革新計画、認定異分野連携新事業分野開拓計画及び承認経営基盤強化計画に従って新商品の開発等を行うのに必要な資金の確保について国の決意と責務を宣言した規定である。

したがって、本条によって直接的な法的効果を予定しているものではないが、資金の確保による具体的方策としては、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等による低利融資、中小企業基盤整備機構による高度化融資、経営革新事業及び異分野連携新事業分野開拓事業に対する一般会計からの補助金などが用意されている。

【解説】

一 政府系金融機関による融資制度(新企業育成貸付 新事業活動促進資金)

1 経営革新計画関連

対象者 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容 本貸付制度は、承認経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、長期運転資金について下記の要件に従って融資を行う制度。

貸付利率 特利 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫は二・七億円を限度)但し、担保及び保証人特例を適用する場合は、上乗せ利率が加算される。

貸付限度額 個人又は法人 七・二億円(うち長期運転資金 二・五億円)

組合 一四・四億円〜二四・〇億円

(注)国民生活金融公庫 七千二百万円(うち運転資金 四千八百万円)

貸付期間 イ・設備資金 原則十五年以内(うち据置期間二年以内)

ロ・長期運転資金 原則五年以内(うち据置期間一年以内)

備考 貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各政府系金融機関の金融審査を受けることが必要。なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものでない。

取扱機関 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

2 異分野連携新事業分野開拓計画関連

対象者 異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する中小企業者

支援内容 本貸付制度は、異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業に必要な設備資金、長期運転資金について下記の要件に従って融資を行う制度。

貸付利率 特利 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫は二・七億円を限度)但し、担保及び保証人特例を適用する場合は、上乗せ利率が加算される。

貸付限度額 個人又は法人 七・二億円(うち長期運転資金 二・五億円)

組合 一四・四億円～二四・〇億円

(注) 国民生活金融公庫 七千二百万円(うち運転資金 四千八百万円)

貸付期間 イ・設備資金 原則十五年以内(うち据置期間二年以内)

ロ・長期運転資金 原則五年以内(うち据置期間一年以内)

備考 貸付を受ける場合には、異分野連携新事業分野開拓計画の認定の他に各府系金融機関の金融審査を受けることが必要。なお、異分野連携新事業分野開拓計画の認定は、貸付を保証するものではない。

取扱機関 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

3 経営基盤強化計画関連

特定業種に属する中小企業者及び「経営基盤強化計画」の承認を受けた商工組合等の構成員が行う経営基盤強化事業に必要な設備資金及び長期運転資金について、以下の特別貸付制度により長期低利融資を行う。

(1) 新企業育成貸付(特定業種関連)

対象者 特定業種に属する者

支援内容 貸付利率 基準金利

貸付限度額 個人又は法人 七・二億円(うち長期運転資金 二・五億円)

組合 一四・四億円～二四・〇億円

(注) 国民生活金融公庫 七千二百万円(うち運転資金 四千八百万円)

取扱機関 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫

(2) 新企業育成貸付(経営基盤強化計画関連)

対象者 承認を受けた経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者

支援内容 貸付利率 設備資金 特利 (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫は二・七億円を限度)

長期運転資金 特利

貸付限度額 個人又は法人 七・二億円(うち長期運転資金 二・五億円)

組合 一四・四億円～二四・〇億円

(注) 国民生活金融公庫 七千二百万円(うち運転資金 四千八百万円)

取扱機関 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫

新事業活動促進資金の貸付に係る担保、保証について

担保が不足する場合は、

・ 中小企業金融公庫では、() 一事業者あたり五千万円を限度として、担保徴求を免除(無担保特例)。

また、() 新事業活動促進資金全体で八千万円を限度として、融資額の四分の三まで一部担保徴求を

免除(担保不足特例)。

・ 商工組合中央金庫では、新事業活動促進資金全体で八千万円を限度として、担保徴求を行わずに貸付可能。

(企業) ことの審査内容に応じて、八千万円を上限として一部又は全部担保徴求を免除。()

新事業活動促進資金全体として、設備資金：七億二千万円、運転資金：二億五千万円を限度額として本人保

証免除。(中小企業金融公庫・商工組合中央金庫)

第三者保証人を依頼することが困難な場合は、二千万円を限度として、第三者保証人免除。(国民生活金融公庫)

上記() を利用する場合には、各貸付利率に上乗せ利率が加算される。

上記の() については、同時利用可能。

上記と についても、同時利用可能。

二 高度化融資制度

以下の高度化事業に参加する中小企業者を対象に融資を行う制度。

1 経営革新計画、経営基盤強化計画関連

承認経営革新計画に基づき組合等が実施する以下の事業を高度化事業の対象とする。経営改革事業については、共同申請により経営革新計画の承認を受けた四社以上の中小企業者のグループについても対象とする。また、承認経営基盤強化計画に基づき実施する企業合同事業についても、高度化事業の対象とする。

(1) 経営革新計画

集団化事業

(市街地に散在する中小企業者が、事業用地の取得が困難等の問題を解決するため、集団で適地に移転し、抜本的な経営改善を図る事業)

施設集約化事業

(中小企業者が組合や会社を設立し、共同工場等を設置するなど施設を集約化し、経営の合理化を図る事業)

○連鎖化事業

(中小企業者や中小サービス業者が、営業の独立性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図る事業)

共同施設事業

(中小企業者が組合等を設立し、共同で利用する施設を設置する事業)

設備リース事業

(組合等が組合員の生産の効率化等に必要な設備を一括して取得し、組合員に買い取り予約付で賃貸する事業)

経営改革事業

(中小企業者が、新商品・新技術の開発等を行うため、共同で利用する研究施設・試験機器などを設置する事業)

企業合同事業

(中小企業者が、合併又は出資会社を設立し、事業の集約化や事業転換等を図る事業)

支援内容 金 利 無利子

償還期限 二十年以内(設備リース形態は当該設備の耐用年数以内)

据置期間 三年以内(設備リース形態は一年以内)

融資割合 八十%以内

(2) 経営基盤強化計画

企業合同事業

(中小企業者が、合併又は出資会社を設立し、事業の集約化や事業転換等を図る事業)

支援内容 金 利 〇・八%

償還期限 二十年以内

据置期間 三年以内

融資割合 八十%以内

2 異分野連携新事業分野開拓計画関連

異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者による次の要件を満たすグループが同計画に基づき実施する事業を高度化事業の対象とする。

(1) 異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること

(2) 異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が異分野連携新事業分野開拓

計画の認定を受けた中小企業者であること

(3) グループの参加者に次の者が含まれる場合は、その者は参加の四分の一以内であること

大企業

一社の大企業又はその役員から五十%以上の出資を受けている中小企業者

大企業又はその役員から百分の出資を受けている中小企業者
支援内容 金 利 無利子

償還期限 二十年以内

据置期間 三年以内

融資割合 九十%以内

三 補助金

1 経営革新計画関連

(1) 中小企業経営革新等支援事業（都道府県承認案件）

対象者 都道府県が承認した経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する中小企業者及び組合等（任意グループを含む）

支援内容 補助率 三分の二を限度として補助

（補助金を利用する方において最低限三分の一程度の負担が必要）

（補助率 国三分の一、都道府県三分の一、自己負担三分の一）

補助対象事業 イ・新事業動向等調査事業

ロ・新商品又は新技術の開発

ハ・販路開拓

ニ・人材養成

備考 本補助金を利用する場合には、都道府県知事による計画承認とは別に各都道府県の補助事業の審査を受けることが必要。

(2) 中小企業経営革新等事業（経済産業局承認案件（経済産業省本省承認案件を含む。））

対象者 経済産業局が承認した経営革新計画に基づき経営革新のための事業を実施する中小企業者及び組合等（四社以上の任意グループによる共同計画を含む）

支援内容 補助率 二分の一を限度として補助

（補助金を利用する方において最低限二分の一程度の負担が必要）

（補助率 国二分の一、自己負担二分の一）

補助対象事業 イ・新事業動向等調査事業

ロ・新商品又は新技術の開発

ハ・販路開拓

ニ・人材養成

備考 本補助金を利用する場合には、経済産業局長による計画承認とは別に経済産業局（部）長の審査を受けることが必要。

2 異分野連携新事業分野開拓計画関連

(1) 事業化・市場化支援事業

対象者 異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者

支援内容 補助率 三分の二を限度として補助

補助対象事業 イ・事業化・市場化

計画認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業

ロ・技術開発を伴う事業化・市場化

計画認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う技術開発を伴う事業（試

作・実験費を申請する事業)

- 備考 本補助金を利用する場合には、計画認定とは別に経済産業局(部)長の審査を受けることが必要。
(2) 連携体構築支援事業

対象者 第二条第一項に規定する中小企業者で、連携体を構築する上で中心となる者

支援内容 補助率 三分の二を限度として補助

補助対象事業 事業分野を異にする、専門知識や高度な技術を有している二以上の中小企業者が、
具体的事業化を図るために自己の優れた経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。)を持ち寄り、規約等による一定のルールを持つ連携体を構築する事業

(調査、指導及び助言)

第三十四条 行政庁は、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

3 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

4 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】 本条は、経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画の進捗状況の調査(フォローアップ調査)を行うとともに、必要な指導及び助言を行うべき旨を定めている他、経営基盤強化計画に対しても必要な指導及び助言を行うべき旨、定めている規程である。

【解説】

(第1項) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対して、当該計画の承認を行った行政庁は、経営革新計画の状況を調査することを定めたものである。

(第2項) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者に対して、主務大臣による状況の調査を行うことを定めたものである。

(第3項) 経営革新事業は、その円滑な実施の観点から国及び地方公共団体の適切な指導及び助言を受けつつ行うことが効率的であるとともに、当該事業に係る経営革新計画は、都道府県及び国が各種の助成措置を与えているところであるので、その適切な実施を政策的にも確保する必要がある。したがって、国及び都道府県の指導及び助言を特に明記したものである。

(第4項) 異分野連携新事業分野開拓事業及び経営基盤強化事業においても、国の適切な指導及び助言を受けつつ行うことが効率的であるとともに、当該事業に係る異分野連携新事業分野開拓計画及び経営基盤強化計画は、国が各種の助成措置を与えているところであるので、その適切な実施を政策的に確保するため、国の指導及び助言を明記したものである。

(報告の徴収)

第三十五条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者及び承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

【趣旨】 本条は、行政庁は、承認経営革新計画に従って行う事業、また、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業及び承認経営基盤強化計画に従って行う事業の実施状況を把握するため、報告を求めることができる旨を定めたものである。

【解説】 行政庁は、承認経営革新計画を行う事業者に対して、また、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画を行う事業者及び承認経営基盤強化計画を行う事業者に対して、各種の特段の助成措置を講じて、その円滑な推進を助長するものであるから、その実施状況を十分に把握しておく必要がある。

このため、当該計画についての承認・認定権者であり、当該計画の実施について監督責任を有する行政庁または主務大臣に、報告徴収権を付与することにより、当該計画の適正な実施を確保しよつとするものである。さらに本条に関連して、第三十九条に罰則の規程がある。

(所管行政庁等)

第三十六条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

- 一 第一条第一項第一号から第七号までに掲げる者(第三号において「個別中小企業者」という。)が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域を含む都道府県の知事
 - 二 第二条第一項第八号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの(次号において「地区組合」という。)(のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事
 - 三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域を含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事
 - イ その地区が一の都道府県の区域を超えない地区組合
 - ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第四項に規定する社団法人
 - 四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 経済産業大臣及び当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を所管する大臣
- 2 都道府県知事は、第九条第一項又は第十条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

【趣旨】 本条は、経営革新計画の所管行政庁を定めたものである。また、所管行政庁として都道府県が経営革新計画の承認を行った場合は、経済産業大臣に通知しなければならない旨を規定している。

【解説】 申請者は、所管行政庁に経営革新計画の申請を行うこととなるが、第三十八条において、行政庁（都道府県の知事を除く。）の経営革新計画の承認等に係る権限の一部について地方支分部局の長に委任することができる。ことが規定されているため、本条における所管行政庁は、経営革新計画の申請主体に応じて以下の表のとおりとなる。

一 個別中小企業による申請の場合

申請者	本社所在地	事業場所	申請先	分類
1社単独の場合	A県	A県またはA県以外で活動	A県	都道府県承認案件
複数社共同 (代表1名) a社(代表) b社 c社	A県 (代表a社の本店がA県に存在)	A県またはA県以外で活動	A県	都道府県承認案件
複数社共同 (代表3名) a社(代表) b社(代表) c社(代表) d社 e社	A県 (代表a、b、c社の本店がすべてA県に存在) ----- A県・B県・C県 (a社の本店がA県、b社の本店がB県、c社の本店がC県であって、AB県とも同一地方支分部局管内の場合) ----- A県・B県・C県 (a社の本店がA県、b社の本店がB県、c社の本店がC県であって、AB県がひとつの地方支分部局管区域を越える場合)	A県またはA県以外で活動 ----- A県、B県、C県 またはそれ以外の県で活動 ----- A県、B県、C県 またはそれ以外の県で活動	A県 ----- 各省庁の地方支分部局 ----- 各省庁の本省	都道府県承認案件 ----- 国承認案件 (地方支分部局承認案件) ----- 国承認案件 (本省承認案件)

申請者	事務所（本部）	事業場所	申請先	分類
1 組合等単独の場合	A 県	A 県内で活動 A 県、B 県で活動	A 県 A 県を管轄区域を含む地方支分部局	都道府県承認案件 国承認案件
複数組合その他 共同の場合 （代表 1 名） a 組合等（代表） c 組合等 d 社 e 社 f 社	A 県 （代表 a 組合等の事務所（本部）が A 県に存在）	代表 a 組合等が A 県内で活動 代表 a 組合等が A 県、B 県とも同一の地方支分部局管内の場合） 代表 a 組合等が A 県、B 県その他で活動（ひとつの地方支分部局管内を越える場合）	A 県 当該地方支分部局 本省	都道府県承認案件 国承認案件 （地方支分部局承認案件） 国承認案件 （本省承認案件）

（主務大臣）

第三十七条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二号第二項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第三号口(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

- 2 第十一条第一項及び第三項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第三項まで、第二十四条第二項並びに第二十五条認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。
- 3 第十六条第一項、第三項（第十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項、第十七条第一項及び第二項並びに第二十五条（承認経営基盤強化計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。
- 4 第十一条第一項並びに第十二条第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

【趣旨】 本条は、本法の基本方針（第三条）並びに異分野連携新事業分野開拓（第十一条他）及び経営基盤強化（第十六条他）における主務大臣について定めた規定である。

【解説】

（第1項） 基本方針は原則として経済産業大臣の所掌に係るものであるが、創業の促進及び新事業支援機関に係る部分については複数大臣の所掌に係るものと定めている。

創業の促進に関する部分については、経済産業大臣及び本法において創業を促進するための支援措置を講じうる大臣が記述すべきものであることから、経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣を主務大臣としたものである。

(第2項～第4項) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定等を行う主務大臣は、計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業が、経済産業大臣の所管に属するものである場合、経済産業大臣のみが主務大臣となる。同様に、経営基盤強化計画の特定業種に属する事業を所管する大臣が経済産業大臣の場合は、経営基盤強化計画の承認等を行う主務大臣は、経済産業大臣のみとなる。

(権限の委任)

第三十八条 この法律による行政庁(都道府県の知事を除く。)及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

【趣旨】 本条は、経営革新計画の承認等を行う「行政庁」並びに異分野連携新事業分野開拓計画の認定等及び経営基盤強化計画の承認等を行う「主務大臣」の権限について、各省庁は地方支分部局に委任することができることを定めた規定である。

なお、「行政庁」については、都道府県の知事が除外されており、国承認案件に係る事務についてのみ権限委任できることが定められている。

【解説】

一 行政庁の経営革新計画の承認等に係る権限の一部については、本規定に基づき、施行令第十二条において地方支分部局に委任している。

業種	権限委任先
経済産業省所管業種	経済産業局
総務省所管業種	総合通信局等
国税庁所管業種	国税局等
厚生労働省所管業種	地方厚生局等
農林水産省所管業種	地方農政局等
国土交通省所管業種	地方整備局、地方運輸局等

二 主務大臣の異分野連携新事業分野開拓計画の認定等に係る権限の一部については、本規定に基づき、施行令第十三条において地方支分部局に委任している。

業種	権限委任先
経済産業省所管業種	地方経済産業局
農林水産省所管業種	地方経済産業局、地方農政局(北海道ブロックは本省)
国土交通省所管業種	地方経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局
総務省所管業種	地方経済産業局、総合通信局
厚生労働省所管業種 (旧厚生省関連業種)	地方経済産業局、地方厚生局
国税庁所管業種	地方経済産業局、国税局

第六章 罰則

第三十九条 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【趣旨】 本条は、第三十五条の報告徴収に関して違反した者等に対する罰則に関する規定である。

本法の承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う者が第三十五条の規定により、行政庁又は主務大臣から実施状況について報告を求められた場合において、その違反者（無報告者、虚偽報告者）に対して三十万円以下の罰金を課する（第一項）とともに、両罰規定を設けて、その違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても同様の罰金を科する（第二項）ことにより、第三十五条の規定による行政庁及び主務大臣の報告徴収権の実効性を担保することとしたものである。

【解説】

（第一項） 違反をした行為者を処罰する旨の規定である。行政庁又は主務大臣は、第三十五条の規定により報告を求めるとは、この報告すべき期限までに当該報告をしない場合をいう。

「虚偽」とは、一般には、客観的な事実に対して、真実又は真正でないことをいうが、意識的に不真実又は不真正ならしめる場合をいうことが多い。したがって、例えば、承認計画につき変更の承認を受けることなく内容の異なる事業を行っている者が、第三十五条の規定による報告徴収に対して、当該承認計画につきつまを合わせ、客観的な真実の事実と反することを認識して報告をした場合には、「虚偽の報告をした」という場合に該当する。報告が法人の代表者名によってなされる場合でも、真正な報告徴収を担保するため、行為者を処罰することとしている。

（第二項） 違反行為をした者のみならず、違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても、同様の罰金を科する旨の両罰規定である。我が国の刑事法は、犯罪の行為者である自然人を処罰するという考え方を原則としている。しかし、行政法規の場合には、違反行為を行った者を罰するほか、その行為者と法人又は事業主との関係から、その法人又は事業主に対しても同様の刑を科する両罰規定を設け、適正な報告の徴収を実現することにより的確な行政運営に資することとしているのが通例であり、本法においても同様な観点から、本項においてこれを定めたものである。